奈良県社会福祉施設耐震化等促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第三十一号

奈良県社会福祉施設耐震化等促進基金条例の一部を改正する条例

奈良県社会福祉施設耐震化等促進基金条例（平成二十一年十月奈良県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。